

「合理的配慮」実践ガイドブック Vol.3

The Planning

ザ・プランニング

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ

インクルーシブ教育システムの構築に向けて



新潟県特別支援学校教頭会

発刊に寄せて

新潟県教育庁義務教育課 特別支援教育推進室指導主事 山田 澄人

「合理的配慮 実践ガイドブック The Planning」の発刊、おめでとうございます。

今回のガイドブックでは、合理的配慮提供までの手続きについてモデルが示されています。「The Planning」という副題のとおり、本人や保護者からの合理的配慮の意思表明に対し、内容をどのように整理し、個別の教育支援計画・個別の指導計画に記載し、実践していけばよいかを解説されています。

合理的配慮の提供は、障害による困難さへの配慮ですので、これまで学校が行ってきた指導上の配慮に含まれる内容も多いはずですが、しかし、合理的配慮の場合は、本人、保護者の願いを、どのような障害特性に起因する困難なのか分析・整理することが一層必要になります。その上で適切な支援を考え、個別の計画にまとめ、実践していくことが重要です。本ガイドブックは、その参考となることが随所に示されています。是非、それぞれの学校で参考にし、実践に生かしてほしいと願っております。

これまで御尽力いただいた特別支援学校教頭会に対しましては、深く感謝申し上げますとともに、心より御礼申し上げます。

はじめに

新潟県特別支援学校教頭会長 小林 俊明

日頃より、各校において特別支援教育の推進にご尽力されておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、この度、新潟県特別支援学校教頭会では、同校長会と連携し、「合理的配慮実践ガイドブック Vol.3 The Planning」を作成しました。本ガイドブックは、合理的配慮の提供までの手続き及び障害種に対応した具体的な事例を中心に編集し、教育現場ですぐに実践できる内容を盛り込んであります。作成にあたり、特別支援教育の経験が浅い教職員も活用しやすいように以下の3点に配慮しました。

- 1 一つのケースを見開き2ページで完結するよう編集しました。
- 2 平易な言葉を使い、経験の有無を問わず読み取ることができるよう表記しました。
- 3 障害種や学校種を幅広く取り上げ、多くの教職員が活用できるよう心掛けました。

合理的配慮は、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、すべての学校にその提供が義務付けられました。法律の施行から1年が過ぎ、合理的配慮の提供については、各校において、そのイメージが定着した段階と思われます。本ガイドブックを合理的配慮の本格的な実施に向けての参考資料として有効活用していただき、共生社会の形成に向けての着実な実践が重ねられますことを祈念しております。

最後になりましたが、本ガイドブックに対する忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。発刊にあたっての挨拶といたします。

もくじ

発刊に寄せて（新潟県教育庁義務教育課特別支援教育推進室 指導主事 山田 澄人）	1
はじめに（新潟県特別支援学校教頭会長 小林 俊明）	
もくじ	2
《合理的配慮の提供までの手続き》	3
《The Planning》	
ケース1 保育園 「中度難聴のある保育園年長の幼児」	8
ケース2 小学校 「筋ジストロフィー症の小学校特別支援学級1年生の児童」	10
ケース3 小学校 「ADHD傾向のある小学校通常学級2年生の児童」	12
ケース4 中学校 「知的障害のある中学校特別支援学級3年生の生徒」	14
ケース5 高等学校 「視覚障害（弱視）のある高等学校2年生の生徒」	16
ケース6 特別支援学校小学部 「心臓に疾患のある特別支援学校小学部3年生の児童」	18
ケース7 特別支援学校中学部 「自閉症スペクトラムのある特別支援学校中学部3年生の生徒」	20

合理的配慮の提供までの手続き

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)が施行され、新しい概念の下、学校現場における本格的な実践がスタートしました。そのような中、多くの先生方から「合理的配慮のイメージは分かってきたがどのように進めていけばよいかよく分からない」という声が多く聞かれます。

そこで、本ガイドブック Vol. 3 では、本人及び保護者からの願いの聞き取りから合理的配慮の提供までの手続きについて、7つのケースに対して具体的なモデルを示しました。

◆◆◆ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮と指導上の配慮（支援） ◆◆◆

障害者差別解消法では、障害のある子供たち一人一人が学びの機会を享受するために障壁となるものがあり、その除去を必要とする旨の意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でない限り、その除去のための合理的配慮を求めています。しかし学校では、本人や保護者から申し出がなければ合理的配慮を提供しなくてよいというものではありません。学校には合理的配慮を提供する前提として、一人一人の能力を最大限に伸ばさせる、人との関わりを広げるなど、自立し社会参加を目指すなどの教育が求められています。障害に直接起因しない場合や申し出がない場合でも、子供に適切と思われる指導上の配慮（支援）については、これまで通り行っていくことが必要になります。このように障害者差別解消法に基づく合理的配慮と学校に求められる指導上の配慮（支援）の関係性を整理し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に落とし込み、定期的に評価・改善を図ることが重要になります。

なお、合理的配慮については、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難であることから、合理的配慮を提供するに当たっての観点を、1. 教育内容・方法、2. 支援体制、3. 施設・設備 に類型化し整理して示されています。

学校に求められる指導上の配慮（支援）

- 一人一人の能力を最大限に伸ばさせる
- 人との関わりを広げる
- 自己肯定感を高めていく
- 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ、等

合理的配慮

- 障害に起因する困難さが対象
- 申し出（意思の表明）がある
- 負担が過重でない

1 手続きにおける留意点

本人・保護者からの申し出

- ・本人、保護者から相談等の申し出があれば、まずは丁寧に話を聞くことが大切です。相談窓口や手続きの流れについてあらかじめお知らせし、相談しやすい環境作りに努めましょう。
- ・年度始めなどにアンケートなどを用いてニーズ調査をすることも有効です。（例えば、健康面、生活面、学習面における困難な状や必要な配慮についてなど）
- ・本人及び保護者の申し出が、障害による困難に対する合理的配慮なのか学校が求められる指導上の配慮（支援）なのかを整理するようにしましょう。
- ・申し出の意思表示がなくとも、それぞれの障害による一般的な配慮事項は提供しなければならないことに留意してください。その際には、本人・保護者に確認することも大切です。

【合理的配慮提供までの手続き】 * * * * *



* * * * *

申し出内容の整理・提供の検討

- ・本人、保護者から申し出があった場合は、組織的に迅速な対応が大切です。
- ・合理的配慮は障害による困難さの改善・除去が目的となるため、障害に起因して生じている困難さかを確認して必要な配慮を検討します。そのため、それぞれの障害の特性を十分に理解していることが大切です。必要により専門機関の助言等を活用しましょう。
- ・障害による困難さは一人一人異なります。一人一人が生活上及び学習上でどのような困難さが生じているか確認したり実態を把握したりしながら、必要な配慮を提供することが大切です。
- ・合理的配慮の対象となる障害による困難さは様々に考えられるため、参考モデルを確認することも大切です。例えば、文部科学省が紹介している合理的配慮の観点や特別支援教育総合研究所の合理的配慮データベース、内閣府の紹介している合理的配慮サーチ、特別支援学校の自立活動の内容として取り上げられている事項などが参考となります。

合意形成

- ・合意形成は、本人・保護者と学校・教育委員会の相互が共通理解しながら話し合いを進めていくことが大切です。例えば、個別の具体的な支援などは本人、保護者と学校が、施設設備などについては教育委員会とも話し合いを進めていく必要があります。困難な状況をどう改善・除去していくかの目的に向かって方法を考える姿勢が大切になると考えます。ただし、すぐに対応できない場合もありますが、その場合は丁寧な説明と代替案を用意し合意が得られるよう進めることが大切です。

合理的配慮の諸計画への記載と評価

- ・合理的配慮について合意形成できた後は、これらの配慮を個別の教育支援計画や個別の指導計画に記載して実践していくことが大切です。その場合、学校生活全体におよぶ内容は主に個別の教育支援計画に記載し、各教科等の指導で具体的に記載する内容などは個別の指導計画に記載するように整理しましょう。また、要望の中で障害に起因しない内容でも、指導上の配慮として優先的に取り組む内容も個別の指導計画に記載しましょう。
- ・合意形成後も、質的量的に対応できているか状況等を勘案しながら柔軟に見直せることを、本人、保護者との間で共通理解を図っておきましょう。
- ・提供するに当たり、観察結果を記録し、定期的に見直すなどの評価が重要です。その評価を基に改善が必要な場合は、個別面談などで合意形成を図り修正し、本人にとって最適な合理的配慮になるよう改善していきましょう。

2 途切れない支援のために

関係者で考えた取組が効果を上げて転学したり卒業したりすると引き継がれず、支援が途切れて混乱を招いてしまうことが見られます。新潟県では、障害の状況や支援内容などをまとめ関係機関に引継がされやすくするためのツールとして「相談支援ファイル」を作成しています。多くの市町村でも同様の「支援ファイル」が作成されているところです。これらの利用をし、個別の教育支援計画や個別の指導計画を次へつなげ、合理的配慮が途切れないように継続することが大切になります。



新潟県「相談支援ファイル」のダウンロードのページ

<http://www.pref.niigata.lg.jp/shougai/fukushi/1242936101390.html>

3 多様な子供たちが共に学ぶための合理的配慮

次期学習指導要領では、2030年の社会は人口減少や人工知能などの普及による社会の大きな変化が起こることを想定し、障害のある子供や外国の子供など、多様な人たちと共働していく力の育成が重要になることが提言されています。その場合、一緒に学校で学ぶためにどのような配慮があれば共に活動できるのかを考え、合理的配慮の提供が適切に行われることにより、多様な子供たちが共に暮らせる社会を創造していくことができるのではないかと期待しています。

The Planning

CASE 1 ~ CASE 7

CASE 1

中度の難聴のある 保育園年長の幼児

1 概要

本児は、日常会話に補聴器が必要な年長幼児で、地域の保育園に入園したときから、聾学校での教育相談を週1回（90分）受けている。

1m程度離れて普通の声の大きさで会話をする場合にはそれほど問題がないので、周囲の人々から集団生活における本児の困り感が理解されにくいことがある。小学校への入学を控え、近隣の難聴学級のある小学校への就学を希望している。

2 支援開始当初の保護者からの申し出内容

健康面	① 中等度の感音性難聴があり3歳から補聴器を装用している。聴力は、左右60dB程度、補聴器装用時左右32dB程度（小声での会話が聞きづらいレベル）である。日常生活の中で困ることがないようにしてほしい。
生活面	② 医師より将来的な聴力低下の可能性を指摘されており、不安を抱いている。
学習面	③ 友だちとよい人間関係を構築し、毎日楽しんで通園、通学してほしい。
	④ ことばの発音が不明瞭で集団の中では聞き分けも難しい。学習内容が理解できるように力を付けてほしい。

3 申し出内容の整理

No.	申し出の整理	合理的配慮	指導上の配慮
①	聴覚障害による日常生活の困難がある。	○ 教育内容・方法	○
②	聴覚障害による困難さではないが、保護者の不安に寄添いながら相談を継続することは必要である。		○
③	聴覚障害による困難さではないが、人間関係を構築し、毎日楽しんで通園、通学することに向けての支援は必要である。		○
④	聴覚障害による聞き分けの困難さがある。学習内容を理解できる力を付けるため、指導上の配慮を行う。	○ 支援体制	○

4 合意形成を図る上での留意点

- ① 避難の支援（非常放送が聞き取れない）、校外学習時の配慮（補聴器装用の効果が落ちる）や水遊び・水泳学習時の配慮（補聴器を外す）など危険性や困難度の高い場面などの具体的な例を示しながら合理的配慮を決める。その他については、困難が生じたときに、本人と関係者で支援方法を検討し、本人に解決の仕方を身に付けさせる機会と考えるよう合意形成を図る。
- ② 保護者の不安に寄添い、医学管理の徹底、聴力低下を予防する習慣づくり、聾学校との連携など関係機関との関係づくりなどを観点に話し合いを進めていく。
- ③ 聞こえる子供やその保護者に難聴児と学ぶことの意義を理解・啓発する機会を設定するなど、具体的な方策を示しながら話を行う。
- ④ 学習場面で、文字や図、絵などの視覚情報の活用、他児の発言を復唱したり板書したりするなど情報を入手できる配慮や発音指導や聞き取り指導など具体的な内容を示しながら話を行う。

5 個別の教育支援計画への記載

保育園 (合理的配慮)	○学習での視覚情報の提供や生活面における危険回避の配慮など困難事項を定期的に確認し、必要な配慮を支援会議で検討し提供していく。 【合理的配慮含む】 ○週1回聾学校の教育相談で、きこえの管理、学習や生活に関する指導を受ける。担当者の訪問、担任の参観や電話等をとおして連携を図る。 ○保護者(と本人)の理解の下、聞こえる子どもやその保護者にきこえの困難さと具体的な援助や対応の仕方を説明し、協力を求める。
----------------	--

6 個別の指導計画への記載と支援の実際 (○合理的配慮 ◆指導上の配慮)

項目	具体的支援	
健康管理	◆イヤモールドの洗浄、補聴器のクリーニング等の自己管理能力を育成する。 ○補聴器を生活のあらゆる場面で装着するよう、理解を深める。 ◆定期的に聴力測定を行い、聴力の変動等への注意を喚起する(医療機関との連携)。	教育相談担当者の指導の下、保護者と一緒にいき、徐々に本児が行うことを増やした。
ことば (自立活動)	○練習シートに従い、発音要領の習得を促す。 ○より明瞭な発音を体得し、コミュニケーションスキルを高める。 ○トピックスや指定した教材等の活用により、語彙の拡充や言語力、思考力の伸長を図る。 ○保護者の絵日記の活用等、視覚的な情報を提示することにより、会話をより長く継続し、言語力の向上を図る。	練習を定期的に振り返り、親子の努力や成果を確認し励ました。 語彙が増えた。
学習・生活	◆遊びを通してコミュニケーションの楽しさを味わわせる。保育者は、望ましい話し方のモデルを示す。 ○保護者と情報を共有し、保育園と聾学校、家庭で同じ言葉(身に付けさせたい言葉)を繰り返し使うようにする。 ◆行動観察や保護者からの聞き取りにより困難さを把握し、聾学校教育相談担当者の助言を得ながら、解決を図る。	困難を1つ1つ解決し、保護者と保育者で解決の筋道を確認した。

7 今回のポイント

- 疾病の特徴や聴力低下の要因などについて医学的観点からよく理解することが重要である。
- 危険性や困難度の高い場面での合理的配慮については予め決めておく必要があるが、その他のことについては、本児に困難場面を解決する力を育てる機会とする視点をもつことが重要である。
- 「学習・生活」と「障害の状態を改善するための指導」とのバランスをとることが重要である。
- 合理的配慮や個別の教育支援計画等を含めた具体的な取組を小学校に引き継ぐことが重要である。

【参考文献】白井・小網・佐藤「難聴児・生徒理解ハンドブック」学苑社

CASE 2

筋ジストロフィー症の 小学校特別支援学級1年生の児童

1 概要

本事例は、筋ジストロフィー症のため、全身に筋緊張低下が見られる児童の事例である。知的に大きな遅れはなく、地域の保育園に通い、地域の小学校の特別支援学級に在籍している。

身体に不自由があるため、主に車椅子で学校生活を過ごしているが、支援を受けながら交流学級でも多くの時間を過ごしたいとの希望があり、実際に他の児童と会話を楽しむ様子も見られる。家庭では、自発的に体を動かすことは少ないものの、車椅子から降りて過ごす時間が多い。保護者は、地域の保育園で過ごしてきた友達との関係を大切に、本児童が地域の一員として、地域の中で成長してほしいと考えている。

学校へは、病状に配慮した適切な支援を受けながら、学年相当の学力を身に付けることや通常学級の児童と多くの場面で交流してほしいという要望が出されている。

2 本人及び保護者からの申し出内容

健康面	① 筋緊張低下の予防に努めてほしい。
生活面	② できるだけ交流学級の友達との関わりをもってほしい。
	③ 適宜、体を休める時間を設けてほしい。
学習面	④ 筋力の低下などから、学習上の動作に困難さがあり配慮をお願いしたい。

3 申し出内容の整理

No.	申し出の整理	合理的配慮	指導上の配慮
①	筋緊張低下のため日常生活に困難がある。	○ 教育内容・方法	○
②	障害による困難さではないが、学級が分けられているため、友達との交流等について学校全体で配慮していく。		○
③	障害による身体への負担があることから、健康面において、学校生活の中でリラックスして体調を整える必要がある。	○ 教育内容・方法	○
④	筋力低下による動きの困難さが見られるため、教材教具の工夫、ICT機器の活用等、学習への特別な配慮が必要である。	○ 教育内容・方法	○

4 合意形成を図る上での留意点

- ① 健康面に関しては、現在の健康状態について、医師の指示や医療機関からの情報を確認しながら話合っていくことが重要である。生活全般に家庭との連携した取組が必要であるため、役割分担の確認等も行っていく。
- ② 交流学級の児童との関わりについて、本児の気持ちや保護者の意向も考慮した上で決定する。
- ③ 手指の動きなど学習上の困難さを確認し、筆記をパソコンにしたり、教具を軽く扱いやすいものにしたりとするなど配慮することを提案する。

5 個別の教育支援計画への記載

学校生活 (合理的配慮)	○健康状態等について、主治医や家庭等との連携を密に図る。 ○筋緊張低下を予防するために、自立活動の時間を中心に、学校教育全般を通して予防的な活動を設定する。 ○本人の体調や疲労度などの把握に努め、可能な限り交流学級で一緒に学習する機会を設定する。 ○本人の困難な動作を確認し、ICT機器など代替機器等を主治医や保護者、支援機関等と連携を図りながら準備し活用できるようにする。
-----------------	--

6 個別の指導計画への記載と支援の実際 (○合理的配慮 ◆指導上の配慮)

教科等	具体的支援
学校生活全般	◆生活、音楽、図工、学級の時間等を中心に交流学級で学習する。 ○2限と3限の間の休憩及び給食後は、支援学級で横になって身体を休ませる。 ○補装具等を適切に使用する。
教科全般	○困難な場合は、パソコンやタブレットなどICT機器を使用する。 ○車椅子用の机や書見台等を利用し、学習しやすい姿勢作りに努める。
国語 算数	○鉛筆にグリップを付け、滑り止めマットを利用し、書く活動を補助する。
体育	○ダンスやニュースポーツなどができ運動を積極的に取り入れて、運動量を確保する。

定期的に養護教諭が様子を確認し、健康管理に留意した。

板書する量が多いときは、タブレットを使用した。自力でやりきることができ、自信を付けた。

図工の絵画作品作成の際、タブレットを使用した。指を使って描けるソフトを使用したため、思い通りの絵ができてよかったととても喜んでいました。

ダンスに取り組んだ際は、音楽に合わせてながらできる範囲で体を動かしていた。交流学級の児童と一緒にできたことも大きな喜びにつながった。

7 今回のポイント

- 本児の病状を考えると、徐々に進行することが予想される。主治医の助言や今後の見通しなどの情報を確認し、病状に応じた支援の方法を随時検討することが大切である。
- 交流学習では、交流学級の児童への共生意識を育む学級経営に努める。
- 学校の外、作業療法士など専門機関からの助言が得られるようにすることが大切である。



CASE 3

ADHD傾向のある 小学校通常学級2年生の児童

1 概要

小学校2年生の本児は、ADHDの傾向が見られるが、まだ診断を受けていない。気になることがあるとすぐに走って行ってしまったり、ルールを守ることが苦手だったりする。さらに、相手の感情を察したり、自分の気持ちをうまく伝えたりすることが難しい。保護者は個別懇談で、「来年度はクラス替えもあり友達と良好な関係を築いたり、落ち着いて勉強ができるようになってほしい」と要望としている。また、給食では偏食傾向があり、その改善の要望も出されている。

2 本人及び保護者からの申し出内容

健康面	① 好き嫌いが多いため、何でも食べられるようになってほしい。
生活面	② 友達と良好な関係を築いてほしい。
学習面	③ 落ち着いて学習ができるようになってほしい。



3 申し出内容の整理

No.	申し出の整理	合理的配慮	指導上の配慮
①	感覚過敏の可能性もあるが、普段の食の傾向を観察して傾向を捉え、方法などを工夫しながら支援する。		○
②	ADHDによる困難さからくるものと考えられ、日常生活に支障をきたしているため支援が必要である。	○ 教育内容・方法	○
③	ADHDによる困難さからくるものと考えられ、学習に支障をきたしているため支援が必要である。	○ 教育内容・方法	○

4 合意形成を図る上での留意点

- ① 「好き嫌いが多いため、何でも食べられるようになってほしい」は、ADHDの障害特性として口の中の過敏さのため、食事場面で「様々な苦痛を感じて食べない」など、偏食に見える場合がある。この障害特性による場合もあるが、生活習慣や本人の嗜好に起因する場合も考えられる。まずは、普段の食の傾向を観察して傾向を捉え、方法などを工夫しながら支援する。
- ② 「友達との良好な関係を築いてほしい」に関して、ADHDの特性の「集団行動の苦手さ」に対し、きまりや遊びのルールを理解させていくことや友達への対応など「社会性の育成」を支援として進めていく。学級において視覚情報などでルールを理解させていくことに加え、校内委員会で確認し、通級学級担任や特支コーディネーターと連携し、通級指導教室でもソーシャルスキルトレーニングなどの指導をしていく旨の共通理解を図る。
- ③ 「落ち着いて学習ができるようになってほしい」に関して、視覚的・聴覚的な刺激が過多の場合、集中が困難になる。視覚的・聴覚的・触覚的・嗅覚的・味覚的・体感的な刺激を軽減するため、教室内両サイドや最後列などにパーテーションで仕切った「個の学習スペース」を設けたり、近隣の空き教室で「静かな環境」を設定したりして、



集中できる学習環境を提供する。また、校内委員会で確認し、特別支援学級の弾力的な運用や通級指導教室での指導等、学習の場や方法を工夫し、「落ち着いて学習できる環境づくり」への合理的配慮を進めていくことを確認する。

5 個別の教育支援計画への記載

<p>学校生活 (合理的配慮)</p>	<p>○本人の感覚過敏の状況について実態把握を行い支援につなげる。 ○視覚的・聴覚的な刺激を調整した適切な学習環境を設定する。 ○遊びなどのルール、友達との対応方法等は、学級内での指導を行うと共に、通級指導教室でソーシャルスキルトレーニング等に取り組む。</p>
-------------------------	---

6 個別の指導計画への記載と支援の実際

(○合理的配慮 ◆指導上の配慮)

教科等	具体的支援
教科全般	<p>○外や他教室からの刺激が少なく、教師の目が行き届きやすい座席にする。 ○写真やイラストを添える等、分かりやすい資料や視覚情報で提示する。</p>
日常生活 給食指導	<p>○予定を示したり、「終わり」に見通しをもちやすい支援を行ったりする。 ○聴覚過敏に対し、椅子の脚にテニスボールを付ける等、消音に努める。</p>
算数 理科	<p>○具体物の操作、実験する絵図、視聴覚教材の利用など、体験的な活動を工夫し、内容の理解を深める。</p>
国語 等	<p>○集中時間が短いため、様々な学習活動を組み合わせるなど、指導方法や学習内容を工夫する。 ○練習する字数や視写、音読等本人と相談しながら進める。達成可能な目標を立てる。</p>

帰りの会などで、がんばりや守れたことなどを認める場を仕組み、全体の場でさりげなく褒めることを継続した。自己肯定感が高まり、ルールを守れるようになった。

絵図でルールを示し、給食準備などで、1列に並んで順番を待つ経験を積ませた。

予定を小ホワイトボードなどで個別に示し、今はどの時間かを明らかにした。

どの食材、どんな味付けが苦手かをよく観察し、そのメニューを食べた量の写真等で変容を蓄積し、増量に対する成長を称賛したところ、偏食の改善が見られた。

SSTを通級指導教室と連携して進めた。パニックが軽減した。

聞く、書く、読む、ペア学習・体験的な学習などを、1時間の授業に様々な学習活動をリズムよく効率的に取り入れた。各学習活動に集中できる時間が増えた。

離席した場合には、板書を写真撮影しておき、通級指導教室等での学習やその後の学習に生かした。

気持ちを落ち着かせるクールダウンスペースを確保し、約束を設定した。短時間で自分から教室に戻るようになった。

7 今回のポイント

○クラス替えや担任が交代する際には、本児の困り感に寄り添いながら合理的配慮も見直す。その時には、校内委員会で内容等について再確認を行い、共通理解の下、特支コーディネーターや通級担当者との連携など学校全体で取り組む学校体制を構築する。

○担任が温かく「真摯に向き合う姿」を示し、気になる子を受け入れる学級経営を行っていく。

○保護者との定期的な面談で、本児の成長を認め、発達段階に応じて合理的配慮も見直していく。

CASE 4

知的障害のある 中学校特別支援学級3年生の生徒

1 概要

日常生活はほぼ自立しているが、声を掛けがないと身なりを整えることが難しくかったり、生活用品や衣類等の整理整頓・片付けなどができなかつたりすることがある。

日常会話はできるが知的障害があるため、状況把握や場に応じた言動の獲得に困難さがあり、加えて、ルールが守ることができなかつたり相手の心情を理解できなかつたりするため、友だちとトラブルを起こしてしまう。



2 本人及び保護者からの申し出内容

生活面	① 身なりを整えたり、身の回りの整理整頓をしたりすることができるようになってほしい。 ② 友達と仲良く過ごせるようになってほしい。
学習面	③ 学力を付けるために、教科学習の時間を増やして指導教員を付けてほしい。高校へ進学させたい。

3 申し出内容の整理

No.	申し出の整理	合理的配慮	指導上の配慮
①	知的障害により身辺処理等を意識することに困難がある。	○ 教育内容・方法	○
②	知的障害による状況把握の困難と障害特性による対人関係の課題がある。	○ 教育内容・方法	○
③	知的障害による困難であるが、特別支援学級在籍のため、丁寧な説明と代替案の用意が必要である。	○ 支援体制	○

4 合意形成を図る上での留意点

- ① 身なりや整理整頓の指導は、生活習慣や清潔感覚の指導となるため、学級の指導場面や支援方法について具体的に説明するとともに、家庭とも連携して取り組んでいくよう話し合いを行っていく。
- ② 人との関わりが苦手なため、どのような困難さがあるか確認しながら、具体的に指導場面を設けて指導することを説明する。また、家庭での協力もお願いしていく。
- ③ 義務教育が終了する学年であり、進路の希望及び生徒の実態やアセスメントを基に、中学校卒業後の生活について保護者と十分話し合うことが大切である。また、担任や特別支援教育コーディネーターは、進路選択や生活支援等について外部の関係機関との連携も含め、卒業を見据えた支援体制についても話し合うようにする。



5 個別の教育支援計画への記載

学校生活 (合理的配慮)	○身なりなどの生活習慣を身に付けるため、関連教科や生活場面において個別指導を継続的に行う。 【合理的配慮含む】 ○人との関わりがスムーズにできるように、自立活動の時間を設け、ソーシャルスキルトレーニング等の学習内容を用意する。 【合理的配慮含む】
-----------------	--

6 個別の指導計画への記載と支援の実際

(○合理的配慮 ◆指導上の配慮)

教科等	具体的支援
国語 数学 英語	○視聴覚教材やPCソフト等の活用により、学力状況に応じた個別教材を活用しながら、学習内容を習得する。
保健体育	○絵カードや視聴覚教材により、生活スキルや健康な生活についての理解を深め、実践する。
技術家庭	◆家庭生活での自分の仕事や役割を紹介し合い、適切な家事の方法を身に付け実践する。
自立活動	○ソーシャルスキルトレーニングとして体験し、人に応じた話し方や態度などの適切な行動様式を身に付ける。

レディネステストを行い、学習内容の習得状況を評価した。また、視覚、聴覚等の学び方の優位性を調べ、使用教材を選択した。フラッシュカードやリスニングCD、ゲーム的要素を含んだ計算ソフト等を使用し、楽しみながら学習した。

洗顔や洗髪、身だしなみ、生活のリズムなど、健康な生活に関するDVDを視聴し、実際に体験したり、点検シートで自分をチェックしたりした。生活表を作り、家庭で実践した。

掃除、洗濯、調理などを実習し、それぞれのやり方を家庭科ノートにまとめた。家庭での実践計画を立て、一定期間行い、保護者の評価を得た。

目上の人に対する丁寧語や友達との会話などの基本的な話し方の型、口調や表情などの態度を学んだ。その後、ロールプレイをして、感想を紹介し合った。会話のチェックカードを活用し、日常的に適切な言動についての定着を図った。

7 今回のポイント

- 衛生感覚や身なりは、学校や家庭と連携し習慣付けしていくことが大切である。また、これらは幼少期から取り組むことが重要で、この年代では社会的マナーとして捉えることも大切である。
- 学習内容は、障害特性による学びにくさを捉え、それに対する支援策を具体的に用意する。
- 進路については、高校への進学だけでなく、その先のどのような将来像を描くか長期的視点を持ち学校選択していくよう話し合うようにする。

CASE 5

視覚障害（弱視）のある 高等学校2年生の生徒

1 概要

生徒は、一般の高等学校に通う2年生で、先天的な網膜色素変性症により、現在、視力低下と暗い所は見えにくかったり視野が狭くなったりして、生活に少しずつ影響を感じている。特別視されることを嫌い、このことは学校の友達には伝えていない。

医師からは、病状が進行していくことから、勉強のしづらさや日常生活に支障が出てくるので、配慮するように指示を受けている。保護者からは、困っていることや友達に話せない心情について学校で配慮してほしいと相談されている。

2 支援開始当初の保護者からの申し出内容

健康面	① 網膜色素変性症の進行状況について学校でも様子を見て、本人に理解させてほしい。（視力低下、暗さ・まぶしさによる見えづらさ、視野狭窄など）
生活面	② 見えづらさによる危険回避をお願いしたい。本人が納得すれば、困ったときに友達に助けを求めてほしい。
学習面	③ 文字などが読みづらいときは拡大するなど配慮してほしい。見えづらさによる運動の配慮をお願いしたい。

3 申し出内容の整理

No.	申し出の整理	合理的配慮	指導上の配慮
①	視覚障害による困難さではないが、自身の病気についての理解を図っていくことは必要である。		○
②	視覚障害による危険回避などの困難がある。友達への援助依頼について、本人の気持ちに寄添い、障害受容を進めることが必要である。	○ 支援体制 施設・設備	○
③	視覚障害による学習の困難である。	○ 教育内容・方法	○

4 合意形成を図る上での留意点

- ① 病気について十分に理解し、見え方の状態や進行の程度などを把握して、提供する配慮を決めていくようにする。特に、視覚障害は、移動や運動面の困難さと学習情報の取得がしづらいため、本人から現在の状況や困難なことなどを聞き取り、それを基に共通理解を図るようにする。
- ② 高等学校の場合、教科担任など、様々な教師が関わるため、配慮事項を学校で共通理解を図る機会を設定するなど、学校体制についても説明していく。
- ③ 視覚障害について友達に知られたくない心情に寄り添いながら、障害受容と援助依頼が今後必要になっていくことの指導を、保護者と協力しながら進めていく。



5 個別の教育支援計画への記載

学校生活 (合理的配慮)	○見え方の状況を定期的に保健室で検査し、自己理解する機会を設定する。 ○学習面、運動面、生活面に関する困難事項を定期的に確認し、必要な配慮を校内委員会で検討し提供していく。 ○本人の理解の下、学級において見え方の困難さや支援具の活用などを説明し友達の理解を図るようにする。
-----------------	--

6 個別の指導計画への記載と支援の実際 (○合理的配慮 ◆指導上の配慮)

項目	具体的支援
視覚管理	◆個別に毎学期、視力検査(視力、色覚、視野等)と見え方などに関する保健指導を行う。状態により通院を勧める。
学習指導	○板書の文字を大きめにし、文字が見える座席位置にする。 ○プリントなどの文字は、本人の見えやすい大きさを用意する。 ○レンズなど、必要な支援具を用意する。 ○体育では、ボール運動などスピード感が必要な運動は、ルールを変更するなどの配慮を行う。
生活指導	○薄暗い場所や時間帯、まぶしすぎる場所などは見えづらくなることから、室内活動や段差などに注意して歩くように指導する。 ◆自分の障害の理解を深め、困ったときには周囲の友達に助けを求めることができるようにする。

視力検査で保健室へ通うことで、視覚障害に対する理解が深まり、自分で調べたり、前向きに考えたりすることができるようになってきた。

本人が他の生徒と同じように学習していることを実感することで、安定した学校生活を送ることができるようになってきた。

友達に助けを求めることに対して理解し、明るく振る舞う姿が多く見られるようになってきた。

7 今回のポイント

- 疾病の特徴をよく理解し、どのような症状が見られ、進行性の場合にはどのように進むのか、医学的視点でまずよく理解することが重要である。
- 高等学校の場合、教科任間の共通理解が必要なことから、校内委員会で協議し、学校として合理的配慮を提供する学校体制を作ることが重要である。
- 思春期の高校生の時期は、障害のことや進行していくことなどをなかなか友達に話しづらいものである。それらの心情を理解しながら、障害受容と援助依頼の指導も進めることが大切である。



CASE 6

心臓に疾患のある 特別支援学校小学部3年生の児童

1 概要

低出生体重児で生まれ、すぐに心臓疾患と診断された。酸素吸入と投薬による治療を始めた。保護者は、風に当たることでたびたびチアノーゼを起こすこと、その日の体調によっては酸素飽和濃度が低下して疲れやすくなることを心配していた。また、運動を制限されてきたことから体力がないことも心配していた。

特別支援学校3年生になり、投薬の効果や成長に伴って病状が落ち着いた。主治医により、10月から酸素吸入と疲れたときに使用していた車いすは使わないことになったため保護者から以下の申し出があった。

2 本人及び保護者からの申し出内容

健康面	① 外気や空調の風により、本人が体調を崩すことがないようにしてほしい。
生活面	② 体調管理には十分に気を配って、必要に応じて休養させてほしい。
学習面	③ 可能な限り体育等の体を動かす学習をさせてほしいが、無理をしてしまうところがあるので、適度に運動できるようになってほしい。

3 申し出内容の整理

No.	申し出の整理	合理的配慮	指導上の配慮
① ②	病弱による体力面や生活上の困難がある。	○ 教育内容・方法 施設・設備	○
③	病弱による困難さではないが、自分の病気を理解するための学習機会を保障することは必要である。		○

4 合意形成を図る上での留意点

- ① 対策として、窓を開ける季節は、教室入り口についたてを置き、夏場は空調の角度を調整したり、座席の位置を変えたりすることなどを実際の教室で保護者と確認するよう話し合う。
- ② 休養に対しては、保護者や主治医の助言を基に観察の視点を設けたり、本人の申し出を尊重したりバイタルを計ったりするなどして対応していくことを具体的に伝える。
- ③ 本人の運動への意欲を大切にしつつ、病気の理解についても丁寧に指導する。合意形成については、運動と休養のバランスが体力や運動能力の向上につながることを説明し、参加種目、時間、形態、方法などを本人と十分に話し合う。



5 個別の教育支援計画への記載

学校生活 (合理的配慮)	○本人の病状に応じた教育内容を工夫したり、教室の環境を整えたりする。 ○自分の病気を理解するための学習機会を設定し、病状に応じた行動ができるように支援する。
-----------------	---

6 個別の指導計画への記載と支援の実際 (○合理的配慮 ◆指導上の配慮)

教科等	具体的支援
全体	○本人の病状に応じて、学習内容を軽減したり、適宜休息を入れたりする。また、空調の管理など教室の環境を整えたりする。
自立活動	◆病気理解については、効果的な運動と過度な運動のリスクを分かりやすく指導する。苦しくなったときの対処法についてのロールプレイを定期的に行う。 ◆教室環境の整備では、風の当たり方や気温について自分で判断して伝えられるようにする。
体育	◆体を動かすことの楽しさを実感させ友達と一緒に相談したり、チームで活動したりする活動を繰り返し設定する。

自分の病気の特徴を知り、どの程度まで動いたときに苦しくなるかなど、自分で分かるようになってきた。

運動前に、体調のよい場合と不調の場合のシミュレーションをして、参加の仕方を考えるようになった。

チアノーゼが出る場合には非常に寒く感じるということなので、本人から「風が当たって寒い」等の申し出をさせたり空調の風向きを確認させたりしたい。
教室の出入り口に段ボールのついたてを置いているが他の児童が勢い余ってぶつかって倒すことがあり、倒れたままにならないよう学級での共通理解をした。

7 今回のポイント

- 病気について、保護者、主治医、担任などがその特性と注意点などを共通理解しておく。その上で具体的な学校生活の場面の対応を検討する。
- 正常と異常な状態を見極められるよう観察の観点を具体的に確認し、対応策も考えておく。
- 本人の運動への意欲を大切にす。しかし、自分をコントロールする力が弱く、動き過ぎによる体調の悪化が懸念される。本人の話を十分に聞きながら、本人が納得した状態での参加を目指していく。



CASE 7

自閉症スペクトラムのある 特別支援学校中学部3年生の生徒

1 概要

本生徒は自閉症スペクトラムの障害があり、聴覚や味覚を過敏に感じ過ぎたり、会話が難しく問われてもオウム返しになったりするなど、生活上の困難を抱えている。

中学部3年生となり、修学旅行を控えていることから、人の多い所に入れなかったり、食事ができなかつたりすることが心配され、保護者から年度当初に相談を受けた。

また、保護者は、高等部入学に向けてコミュニケーションの面も心配しており、相手と会話をすることが少しでもできるようになってほしいと願っている。



2 本人及び保護者からの申し出内容

健康面	① 食べ物の好き嫌いが激しいのでいろいろな物が食べられるようになってほしい。 修学旅行では食事ができるよう配慮してほしい。
生活面	② 聴覚が過敏なので集団活動に無理なく参加できるように配慮してほしい。
学習面	③ 高等部入学に向け、もう少し言葉によるコミュニケーション力を高めてほしい。

3 申し出内容の整理

No.	申し出の整理	合理的配慮	指導上の配慮
①	味覚過敏による食事の場面で困難がある。	○ 教育内容・方法	○
②	聴覚過敏による集団参加の困難である。	○ 教育内容・方法	○
④	知的障害と自閉症スペクトラムの特性から、コミュニケーションに困難がある。	○ 教育内容・方法	○

4 合意形成を図る上での留意点


- ① 極端な偏食については、無理強いせず、長期的に見て食べられる食物を増やすよう、学校と家庭で連携して工夫改善を行っていくことを共通理解する。また、修学旅行中の食事については、事前に保護者にもメニューを提示し、いくつかのメニューの中から自分で食べたいものを主体的に選ばせるなど、個別の配慮を提案する。
- ② 本人の「うるさい音や大勢の人が嫌だ」という困り感と、高等部進学に向けて保護者の「集団活動に参加できるようになってほしい」という思いをすり合わせ、本人に無理なく参加できるようにする。イヤーマフを着用したり、時間やルールを決めて短時間参加したりするなど、参加を促す工夫をする。どうしても集団活動に入れない場合は、別室で個別の課題をして過ごし、後日、録画で活動の様子を見て事後学習をするなど、個別の配慮をすることを提案する。
- ③ コミュニケーションについては、自立活動等でできるだけ話をする場面を設定したり、国語では書き取りだけでなく、ペアで話し合う場面を設定したりして指導の機会を増やす。そして、本人の興味関心の高いiPadなどのICTを活用した学習を具体的に提案する。

5 個別の教育支援計画への記載

学校生活 (合理的配慮)	○味覚や聴覚など本人の感覚過敏に対する実態把握を正確に行い、学校生活全般に渡り、ストレスを感じたり不適応を起こしたりしないようにするとともに、無理強いせず段階的にできることを増やすようにする。ま ○コミュニケーション能力については、会話の場面を設定したり、興味関心の高いiPadなどのICTを学習でも活用したりして発語を促す。
-----------------	--

6 個別の指導計画への記載と支援の実際

(○合理的配慮 ◆指導上の配慮)

教科等	具体的支援
生活単元 学習・家庭科(食育)	◆食育を通して栄養バランスのとれた食事について理解させる。 ○修学旅行の事前学習として、メニューを自己決定させる。
音楽・学校行事等 	○大きな音のする活動にはイヤーマフを着けて参加する。 ○終了時間など見通しを持たせたり、参加が困難なときは参加の有無も自己決定させたりする。
自立活動 国語	・朝の会等、友達と話す場面を設定する。挨拶や簡単な会話を学ぶために、関心の高いiPadのVOCAアプリの言葉を真似る。

食育の授業で栄養教諭が栄養バランスについて指導した。修学旅行の事前学習では、栄養バランスと自分の好みを考えながらメニューを自己選択し、当日は嫌いな野菜を少しだけ食べることができた。給食でも徐々に新しい食物に挑戦している。

本人にルールを明示して、タイマーで時間を区切ったり、休みたいときはiPadのVOCAアプリで「お休みします」と表現させたりすると、別室に行かなくても、行事等に参加できる時間が増えた。

朝の会で、健康観察の係を担当し、「健康観察をします。」「〇〇さん、元気ですか。」等の言葉を再生するうち、真似してiPadなしでも言えるようになった。場面を捉えて挨拶や会話を教えると場面に応じた言葉が少しずつ増えてきた。

7 今回のポイント

- 食べ物の好き嫌いは、自閉症スペクトラムの子供によく見られ、すぐに改善することは難しいが、将来的にいろいろな食物が食べられるよう、保護者と協働して支援を継続していく必要がある。学校では、栄養バランスについて学習したり、メニューを自己決定させたりし、家庭では学校で食べられた物を試すなどして、無理せず少しずついろいろな食物に慣れさせることが大切である。
- 修学旅行時には、メニューに個別の配慮をする必要がある。本人だけ別メニューにするのではなく、全員がいくつかのメニューから好きな物を選択することとし、その中に必ず本人の食べられるメニューが入るような工夫が大切である。
- 自閉症スペクトラムの子供に聴覚過敏は多く見られる。また、大勢の人がいるところも苦手な場合が多い。イヤーマフの着用とルールの明示によって負担を軽減し、参加しやすくする工夫が大切である。どうしても集団活動に入れない場合は、無理強いせず別室で過ごし、後で個別に活動を保障することも一つの方法である。
- 話す力を育てるには、会話の機会を増やすことと、いろいろな語彙や適切な会話の仕方を継続的に教えていくことが大切である。教科学習だけでなく自立活動など様々な場面で、意図的に会話の場面を設定した。本ケースでは、生徒が放送やiPadの音声に興味を示し面白がって真似することがあるので機器の言葉を活用したが、本人の興味に応じたツールを選ぶことも大切である。

「合理的配慮」実践ガイドブック Vol. 3 ザ・プランニング

平成29年3月

新潟県特別支援学校教頭会